

調整額に関する大口・多頻度割引の算定方法の変更等について

2019年3月にお送りする2月ご利用分の通行料金等請求書から、請求済み利用期間における料金を修正した際の差額（以下「調整額」といいます。）に関する大口・多頻度割引の算定方法を、下表のとおり変更し、併せて関係書面も変更いたします。

<算定方法の変更> 調整額が発生した場合の大口・多頻度割引について

	【変更前】2019年2月送付分まで	【変更後】2019年3月送付分から
車両単位割引	調整額は割引算定対象外。	調整額は割引算定対象。(※1)(※2)
契約者単位割引	調整額は割引算定対象。(※1) 今月の利用料金に加算し算定。	修正したご利用の属する月の利用料金に 加算し、その月の割引を再算定。

※1 以下に該当するご利用分の調整額は、算定対象外です。

1：割引停止／2：車両不一致／50：路線バス割引適用／91：非無線でのご利用／99：その他

※2 過去3ヶ月以内のご利用分の調整額に限って割引の再算定を行います。過去3ヶ月より前のご利用分の調整額については、全額が算定対象外となります。

具体的には、3月にお送りする請求書であれば、初めてご覧いただく2月ご利用分の割引に変更はなく、お客様からのお申し出等により料金を修正し、調整額が発生した1月ご利用分、12月ご利用分等の割引算定方法が変更となるものです。

<書面の変更>

- 調整額が発生した場合には、体裁を若干変更した従来の「調整額内訳（利用明細）」のほか、新たに「調整額内訳（契約者単位）」及び「調整額内訳（カード単位）」の書面をお送りします。
- また、調整額が発生しない場合でもお送りする「総括表（契約者単位）」及び「総括表（カード単位）」の書面についても、一部変更がございます。

<お問合せ先>

首都高速道路株式会社 ETC利用管理室

TEL 03-3552-6694（受付時間：9:00～17:00（土日祝日を除く））